

評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人恵徳会（以下「この法人」という。）定款第6条第3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任について審議し、決定する。

(構成)

第3条 委員会は、監事2名及び次のいずれにも該当しない外部委員1名の合計3名の委員で構成する。

- (1) この法人の評議員、役員又は職員
- (2) 関係団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の役員又は職員
- (3) 過去に第1号又は第2号の規定に該当する者となったことがある者
- (4) 第1号から第3号の規定に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- (5) 社会福祉法第40条第1項各号に該当する者

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任は、理事会において行う。

- 2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
- 4 委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、なお委員としての権利義務を有する。

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号にいずれかに該当するときは、理事会において、理事の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(委員の報酬等)

第6条 委員の報酬は無報酬とする。

- 2 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(招集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。

(委員長)

第9条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 前項の委員長は、委員会の議長となる。

(評議員の選任)

第10条 委員会は、理事会から評議員候補者として推薦のあった者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で、候補者1名ごとに審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者が欠格事由、兼職禁止、特殊関係者等に該当しないことの確認結果
- (3) 当該候補者を評議員として適任と判断した理由

(評議員の解任)

第11条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けた上で審議し、解任の可否について決議を行う。

2 委員会は、決議を行うに当たって、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

2 委員会の決議には、委員長も参加する。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、委員長及び出席した委員が署名又は記名押印しなければならない。

3 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員及び理事の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。

(補則)

第14条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第15条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。
- 3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。